

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5		府省庁名 内閣府
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（徴収規定等）</span>		
要望項目名	子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（文部科学省と厚生労働省と共同要望）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」において、3歳から5歳まで（0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。</p> <p>現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずることを要望する。</p>		
（関係条文）	<p>※ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）</p> <p style="padding-left: 20px;">（受給権の保護）</p> <p style="padding-left: 20px;">第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p style="padding-left: 20px;">（租税その他の公課の禁止）</p> <p style="padding-left: 20px;">第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。</p>		
減収見込額	[初年度] — ( — )	[平年度] ( — )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担となっていることを鑑み、その負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>幼児教育を無償化するための支援に対し、租税その他の公課が課されることとなれば、幼児教育の無償化の目的達成を阻むこととなるため、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	5 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 20. 子ども・子育て支援</p> <p>【施策】 1. 子ども・子育て支援の推進 （1）子ども・子育て支援の推進</p>
	政策の達成目標	子育てや教育にかかる負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（所得税）においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	子育てや教育にかかる負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保する。
	ページ	5 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度において同様の要望を行った。
ページ	5 — 3